

田野町農業委員会議事録

会 議 名	田野町農業委員会 1 月定例総会
開 催 日 時	平成 29 年 1 月 24 日 午後 4 時 00 分～午後 5 時 00 分
開 催 場 所	田野町役場 2 階大会議室
出 席 委 員	1 番 坂本輝男 2 番 山本続 3 番 山本英広 4 番 松本昭子 5 番 西山和男 6 番 濱渦昭彦 7 番 西山杉雄 8 番 手嶋歳和 9 番 岸野雅宏 12 番 田中繁穂
欠 席 委 員	10 番 清岡正之
事 務 局 出 席 者	事務局： 西山周平 平瀬大祐
議 題	議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 2 号 非農地証明願の承認について 議案第 3 号 農地移動適正化あっせんの申出について 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画について 議案第 5 号 委員辞任届の承認について

開 会	会長、田中繁穂が議長となり挨拶し、定数確認のうえ開会を宣す。
議事録署名人選出	議長が、7 番 西山杉雄委員 及び 8 番 手嶋歳和委員を指名する。
議 議 長	それでは、只今から議事に入ります。 議案第 1 号は農地法第 5 条の規定による許可申請ですので審議します。事務局は説明をお願いします。
事 務 局	議案第 1 号の説明を行います。議案書は 2 ページです。申請は 1 件出てきております。 整理番号は 36 番です。申請のあった農地は田野町字木ノ下 1403-1 で地目は田、面積は 1,304 m <sup>2</sup> です。農振区分は農振農用地区域外の農用地です。権利は賃貸借です。貸付人は田野町●●●●番地の●●●●さんで、借受人は田野町●●●●番地●●の●●●●です。転用の目的は駐車場の設置のためであるとのことです。 3 ページに住宅地図を載せております。場所の確認をお願いします。 4 ページに事業計画書を載せておりますので抜粋して説明します。転用者が現

<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>在行っている事業は●●の運営です。申請地の利用計画を説明します。申請地は駐車場として利用される予定で、普通車 19 台、軽自動車 27 台分を収容できるとのことです。造成計画については、30 センチから 50 センチの盛土をし、アスファルト舗装とライン工事をします。進入路については敷地東側からの進入になります。排水計画については、敷地西側の敷地内に水路を新設し、西側及び北側に向けて傾斜をつけ、西側は新設水路に排水後、既設の水路に排水されます。北側には既設の水路に排水される計画です。5 ページに土地利用計画図兼排水計画図がありますのでご覧ください。図面のようなイメージで排水されます。4 ページに戻って、5 の申請地を選んだ理由について説明します。病院から近くの現在の駐車場とも隣接しており、運用開始が円滑に図れるから、とのことです。6 の周囲の農地に対する被害防除計画については、アスファルト舗装により周囲の農地に被害を及ぼさないようにする、とのことです。7 の転用に係る費用の明細及び資金計画については、造成費用が 5,940,000 円、年間賃貸料が 1,200,000 円となっております。いずれも自己資金です。</p> <p>6 ページには、土地賃貸借契約に関する同意書の写しを載せております。貸付人である●●●●さんと、借受人である●●●●との間で同意が交わされております。</p> <p>また、排水についての田野土地改良区の同意は、今回申請地の排水がその他の農地に影響することがないことから、不要であるとの回答を改良区から得ておりますので今回は得ておりません。</p> <p>7 ページには参考として農地区分早見表を載せております。今回の申請地は鉄道の駅や役場から 300 メートル以内にある農地なので、第 3 種農地に該当し、転用については原則許可できる農地となります。</p> <p>別紙に申請地の航空写真を載せておりますのでご確認ください。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p> <p>只今、事務局から説明がありました。前回なかった資料として、改良区からの排水同意書と、その排水計画図が今回提出されました。この件に関して何か質問等ありますでしょうか。</p> <p>(特になし)</p> <p>なければ本申請について、許可相当とし、県に意見書を提出することにご異議はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>はい。異議なしということですので、本申請については許可相当と判断し、県にその旨の意見書を提出することとします。</p> <p>議案第 2 号、非農地証明交付申請の承認について審議します。事務局は説明をお願いします。</p>
-------------------------	--

	<p>非農地証明の交付申請がありましたので説明します。議案書は8ページからです。申請のあった農地は田野町字原三角畑 3598-1 で登記簿地目は畑で、現況は宅地となっております。農振区分はその他の農用地で面積は880㎡です。申請者は田野町●●●●番地の●●●●さんです。</p> <p>申請の理由を説明します。平成6年より製材業を営む●●●●氏に貸出し、魚梁瀬杉などの原木置場として使用。その後製材工場を建設し、現在に至る。とのことです。</p> <p>本申請は、既に農地以外の土地となっていることが明白であり、住宅等の進入道路その他生活上必要不可欠な道路敷きとして利用され、おおむね15年以上経過していること、農業振興地域の整備に関する法律に基づく田野町農業振興地域整備計画における農用地区域名の土地でないこと、等の各要件を満たしていると考えられます。</p> <p>別紙の航空写真には2ページに当該地のものを載せていますので場所をご確認ください。なお、図面上では所有者名が違っておりますが、申請地の登記事項全部証明書にて相続登記が完了していることを確認しております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>この件については以前の別案件で隣地の現地確認をしており、現状については皆さん把握されていることと思いますので今回は現地確認をせず、このまま審議したいと思います。先ほどの事務局の説明について何かご質問等はございませんか。</p> <p>(特になし)</p> <p>ないようですので、採決を取りたいと思います。申請のあった農地を非農地として承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がないようですので本件については承認します。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>続きまして議案第3号に移ります。議案第3号、農地移動適正化あっせんの申出について、事務局は説明をお願いします。</p> <p>議案第3号の農地移動適正化あっせんについて、申出がありましたので説明します。</p> <p>議案書は9ページです。申出書の写しを載せております。申出は売買の希望で出てきております。申請者の方は、田野町●●●●番地●●の●●●●さんで、申出の理由は、今後耕作の見込みがないため。とのこと。申出のあった農地は2筆あり、1筆目が田野町字西ノ岡 3912-3 の田、面積は350㎡です。2筆目は田野町字西ノ岡 3925-5 の田、面積は289㎡です。希望する売買価格については、反当100万円となっておりますが、相談に応じますとのこと。別紙航空写真には3ページに申請地を載せておりますので場所をご確認ください。農業委</p>

<p>議 長</p>	<p>員会は、農業委員会法第6条第2項の規定に基づき、土地の権利移動についてのあっせんを行います。事務局からの説明は以上です。</p> <p>只今の説明で何か質問はありませんか。 (特になし)</p> <p>ご意見等ないようですので、あっせん申出を受けることとします。 あっせん委員ですが、近隣の地区である山本統委員と手嶋歳和委員にお願いするのがよろしいかと思いますが、どうでしょうか。 (異議なし。あっせん委員が山本統委員と手嶋歳和委員に決まる)</p>
<p>事 務 局</p>	<p>続きまして議案第4号に移ります。議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、事務局は説明をお願いします。</p> <p>議案第4号の農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画について申出がありましたので説明します。</p> <p>議案書は10ページです。申出は2件出てきております。2件とも借受人が同一の方ですので合わせて説明します。1件目は整理番号13番です。申請のあった農地は4筆あり、1筆目は田野町字松ノ前1046の534㎡で、地目は登記簿・現況ともに田です。2筆目は田野町字松ノ前1050の845㎡で、地目は登記簿・現況ともに田です。3筆目は田野町字松ノ前1061の516㎡で、地目は登記簿・現況ともに田です。4筆目は田野町字薄雪3303-1の341㎡で、地目は登記簿・現況ともに畑です。いずれも農振農用地区域内の農地です。</p> <p>新規の内容で申し出てきております。利用権を設定する方は、田野町●●●●番地の●●●●さんです。土地の所有者名義は●●●●さんですが、亡くなられておりますので、●●の●●●●さんから申請がありました。なお、相続権者の半数を超える方の同意は得ております。利用権の設定を受ける方は田野町●●●●番地●●の●●●●さんです。利用目的は田及び畑で、期間は平成29年2月1日から平成30年1月31日までの1年間です。権利の内容は使用貸借です。</p> <p>2件目を説明します。整理番号は14番です。申請のあった農地は田野町字西浦田3747-1の335㎡で、地目は登記簿・現況ともに田です。農振農用地区域外の農地です。</p> <p>新規の内容で申し出てきております。利用権を設定する方は、田野町●●●●番地●●の●●●●さんです。利用権の設定を受ける方は田野町●●●●番地●●の●●●●さんです。利用目的は田で、期間は平成29年2月1日から平成30年1月31日までの1年間です。権利の内容は使用貸借です。</p> <p>借受人の経営状況を説明します。年齢69才で、年間で約100日間農作業に従事されております。現在の経営農地の面積は、今回利用権設定する面積である2,571㎡となっております。</p> <p>場所については別紙航空写真の4ページから6ページに載せておりますので</p>

<p>議 長</p>	<p>確認をお願いします。</p> <p>この申請は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作に供すべき農用地の全てにおいて耕作の事業を行うと認められる事、必要な農作業に従事すると認められる事、対象農地を効率的に利用して耕作を行うと認められる事、対象農地関係権利者の過半の者からの同意が得られている事、の各要件を満たしております。</p> <p>この件についての説明は以上です。</p> <p>只今の説明について質問等ありませんか。</p> <p>(特になし)</p> <p>それでは、本件については適当とすることにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、本件は適当と認めます。</p> <p>続きまして議案第5号に移ります。委員辞任願の承認について、事務局は説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>議案第5号、委員辞任願の承認について説明します。議案書は14ページです。農業委員辞任届が提出されましたのでその写しを載せております。</p> <p>平成29年1月16日付けで、坂本輝男委員から農業委員辞任届が提出されました。事由については一身上の都合によるとなっております。</p> <p>農業委員の辞任については、法律で農業委員会の同意を得ることとなっておりますので総会の議案としました。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>農業委員の辞任については農業委員会の同意が必要ですのでお諮りしたいと思いますが、坂本委員から一言ありますでしょうか。</p>
<p>坂 本 委 員</p> <p>議 長</p>	<p>はい。平成26年に農業委員会に入り、任期まであと半年ほどですが、この度一身上の都合により、私としても非常に残念なのですが、どうしても委員を辞めざるを得なくなりましたので、どうかご理解のほどよろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。何か質問等がありますでしょうか。</p> <p>(特になし)</p> <p>それでは採決します。委員の辞任について、同意することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしとのことですので、今回の委員の辞任については同意します。</p>

